

令和5年6月市議会定例会提出議案

八 尾 市



報告第1号

令和4年度八尾市一般会計継続費繰越計算書報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、  
令和4年度八尾市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月13日提出

八尾市長 山本桂右



令和4年度 八尾市一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度繰越 繰越額	繰越金	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度繰越 繰越額	計					特 定 財 源			
											国庫支出金	府支出金	地方債	その他
9. 教育費	2. 小学校費	旧桂小 <sup>子</sup> 校 舎解体事業	490,963,000	331,400,000		331,400,000	223,300,000	108,100,000	108,100,000	108,100,000				
	5. 保健体育費	美園小学校給食 調理場改築等事業	532,107,000	89,425,000	90,200,000	179,625,000	115,150,000	64,475,000	64,475,000	64,475,000				
計			1,023,070,000	420,825,000	90,200,000	511,025,000	338,450,000	172,575,000	172,575,000	172,575,000				

令和5年6月13日提出  
八尾市長 山本桂右



報告第2号

令和4年度八尾市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、  
令和4年度八尾市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月13日提出

八尾市長 山本桂右





令和4年度 八尾市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1. 総務管理費	山本コミュニティセンター機能更新事業	62,370,000	62,370,000				56,000,000		6,370,000
	7. 土地取得事業特別会計繰出金	土地取得事業特別会計繰出金	119,000	119,000						119,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	64,169,000	64,169,000		47,913,000		16,200,000		56,000
		社会福祉施設等施設整備費補助金	15,330,000	15,330,000		10,220,000		5,100,000		10,000
		障害者総合支援法関係事業	33,450,000	33,450,000						33,450,000
		新型コロナに負けるな赤ちゃん応援給付金事業	50,467,000	6,367,000						6,367,000
	2. 児童福祉費	私立認定こども園等運営費補助金	9,310,000	9,310,000						9,310,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	123,497,000	22,012,000		22,012,000				
7. 土木費	4. 都市計画費	JR八尾駅前線整備事業	240,562,000	240,562,000		100,500,000		140,000,000		62,000
9. 教育費	2. 小学校費	学校環境衛生事業	40,500,000	40,500,000		20,250,000				20,250,000
		施設機能更新事業	249,195,000	249,195,000		56,417,000		192,400,000		378,000
	3. 中学校費	学校環境衛生事業	21,600,000	21,600,000		10,800,000				10,800,000
		施設機能更新事業	202,033,000	202,033,000		57,608,000		144,000,000		425,000
	5. 保健体育費	既設小学校給食施設更新事業	4,356,000	4,356,000						4,356,000
合 計			1,116,958,000	971,373,000		325,720,000		553,700,000		91,953,000

令和5年6月13日提出  
八尾市長 山本桂右



報告第3号

令和4年度八尾市土地取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和4年度八尾市土地取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月13日提出

八尾市長 山 本 桂 右



令和4年度 八尾市土地取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1. 土地取得費	1. 土地取得費	公共用地先行取得等事業	132,019,000	132,019,000				131,900,000	119,000	

令和5年6月13日提出  
八尾市長 山本桂右



報告第4号

令和4年度八尾市水道事業会計継続費繰越計算書報告の件

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和4年度八尾市水道事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月13日提出

八尾市長 山本桂右





令和4年度八尾市水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の 総額	令和4年度継続費額			支払義務 発生額	残額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る 財源内訳		翌年度繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額
				予 計	上 算 額	前年度繰 越額				計	企業債	
1. 資本的支出	1. 建設改良費	第9次配水管 整備事業	6,015,000,000	1,520,000,000	103,786,231	1,623,786,231	1,056,617,266	567,168,965	567,168,965	0	567,168,965	
		重要給水施設 管路耐震化事業	1,325,350,000	202,070,000	0	202,070,000	156,177,905	45,892,095	45,892,095	0	45,892,095	
		南部低区配水池 耐震化事業	1,794,029,000	15,347,000	0	15,347,000	15,163,562	183,438	183,438	0	183,438	

令和5年6月13日提出  
八尾市長 山本 桂 右



報告第5号

令和4年度八尾市水道事業会計予算繰越計算書報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和4年度八尾市水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和5年6月13日提出

八尾市長 山 本 桂 右



## 令和4年度八尾市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源	不 用 額	翌年	度 に 係 る の 繰 越 額 に 係 る の 繰 越 額 を 要 す る の 繰 越 額 を 要 す る の 繰 越 額	説 明
						内 損 益 勘 定 金		繰 越 額 を 要 す る の 繰 越 額		
1. 資本的支出	1. 建設改良費	龍華第1号配水本管実施設計に伴う地下埋設物調査業務	33,506,000	0	33,506,000	33,506,000	0			龍華第1号配水本管実施設計において適切な調査箇所を抽出・精査した事により、調査時期に影響を及ぼしたため。
		龍華配水場配水ポンプ分解点検業務	15,400,000	0	15,400,000	15,400,000	0			実施期間が年度をまたぐ業務であるため。

令和5年6月13日提出  
八尾市長 山本 桂 右



議案第39号

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例の一部改正の件

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例（平成18年八尾市条例第20号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年6月13日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

市民参画と協働のまちづくりを推進していくに当たり、市民どうしの協働の視点を明確化すること等について規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。





## 八尾市条例第 号

### 八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例の一部を改正する条例

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例（平成18年八尾市条例第20号）の一部を次のように改正する。

前文及び第2条第1号中「性別」を「性」に改める。

第3条第2号及び第3号中「市民と市とは」を「市民と市及び市民どうしは」に改め、同条第4号中「、市民どうし」を「及び市民どうし」に改める。

第5条第2項中「、市民どうし」を「及び市民どうし」に改める。

第10条の2中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項及び第5項を削り、同条に次の1項を加える。

3 市は、協議会の設置に関し必要な事項を別に定めるものとする。

第10条の3に次の2項を加える。

4 市は、協議会が策定した推進計画に基づき行う地域のまちづくりに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、財政支援については、予算の範囲内で行うものとする。

5 市は、前項に規定する支援の実施に当たり、その支援の範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

第15条（見出しを含む。）中「満20歳」を「満18歳」に改める。

第16条第1項中「市民と市」の次に「及び市民どうし」を、「について」の次に「市民とともに」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第40号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正の件

執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年6月13日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

附属機関を新たに設置する等につき、条例の一部を改正する必要があるの  
で、本案を提出する次第である。



八尾市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部八尾市公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

市長	八尾市PFI事業者選定委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき事業者を選定する場合の選定その他特定事業の実施等に関する必要事項の審査に関する事項
----	----------------	--

第1条の表市長の部八尾市がんばる「八尾っ子」応援事業審査会の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

八尾市文化財保護審議会委員
---------------

」を

「

八尾市文化財保護審議会委員
八尾市PFI事業者選定委員会委員

」に改め、

八尾市がんばる「八尾っ子」応援事業審査会委員の項を削る。



議案第41号

八尾市職員の退職手当に関する条例の一部改正の件

八尾市職員の退職手当に関する条例（昭和38年八尾市条例第227号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年6月13日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

公益財団法人八尾市文化財調査研究会の職員を、本市で引き続き採用することとなった場合における当該職員の退職手当に係る規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。





八尾市条例第 号

八尾市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

八尾市職員の退職手当に関する条例（昭和38年八尾市条例第227号）の一部を次のように改正する。

附則第24項を附則第25項とし、附則第23項の次に次の1項を加える。

- 24 公益財団法人八尾市文化財調査研究会の職員（以下「研究会職員」という。）であつた者が、令和6年4月1日に引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の研究会職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該研究会を退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（委任）

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。



議案第42号

八尾市手数料条例の一部改正の件

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年6月13日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の一部改正における、経過措置期間の手数料の取扱いについての規定を整備するほか、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の一部改正に伴い、廃止となる事務の手数料の規定を削除するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。



## 八尾市条例第 号

### 八尾市手数料条例の一部を改正する条例

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この条において「法」という。）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下この項において「改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事の規制に係る改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この条において「旧法」という。）」に改め、同条第2項中「法」を「旧法」に改め、同条第3項中「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省令第3号）による改正前の宅地造成等規制法施行規則」に改め、国土交通省同項第1号及び第2号中「法」を「旧法」に改める。

第6条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第43号

八尾市市税条例の一部改正の件

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年6月13日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

令和5年度税制改正に係る地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正等に伴い、個人市民税等において条例の規定整備を行うにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。





## 八尾市条例第 号

### 八尾市市税条例の一部を改正する条例

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第26条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第29条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第31条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第34条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に

改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第41条第1項中「によって」を「により」に、「においては、特別徴収」を「には、特別徴収」に、「においてはそれぞれ」を「にはそれぞれ」に、「においては、直ちに」を「には直ちに、」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第41条の2第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第41条の5において同じ。）」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第41条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第89条第1号エ中「及び」を「、」に、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第12条の2に次の1項を加える。

20 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第13条中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第37条中「若しくは第43項」を「、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第38条の2の2第3項及び第38条の3第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第89条第1号エの改正規定、附則第12条の2に1項を加える改正規定及び附則第13条中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に1項を加える改正規定並びに附則第3条第1項の規定（改正後の八尾市市税条例（以下「新条例」という。）第89条第1号エに係る部分に限る。）

公布の日

- (2) 第26条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
- (3) 附則第37条の改正規定 公布の日又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（市民税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分

は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第26条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき八尾市市税条例第26条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第89条第1号エ及び附則第38条の2の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第38条の3第4項の規定は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第44号

八尾市火災予防条例の一部改正の件

八尾市火災予防条例（昭和48年八尾市条例第40号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年6月13日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正により、全出力200キロワットを超える急速充電設備の取扱いが見直されたほか、「禁煙」、「火気厳禁」、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号について、国際標準化機構又は日本産業規格に適合するものとされたこと等に伴い規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する次第である。



八尾市条例第 号

八尾市火災予防条例の一部を改正する条例

八尾市火災予防条例（昭和48年八尾市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

- イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- ロ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第14条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第14条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として

保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第26条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとしなければならない。

第26条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

第46条第1項の表中「変電設備」の次に「急速充電設備」を加える。

別表第7を削り、別表第4から別表第6までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定、附則第3項及び第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第14条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の八尾市火災予防条例（以下「新条例」という。）第14条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第26条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を



改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第26条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第26条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。



議案第45号

八尾市立埋蔵文化財調査センター条例廃止の件

八尾市立埋蔵文化財調査センター条例（平成8年八尾市条例第26号）を廃止するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年6月13日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

本市の埋蔵文化財の発掘調査体制等についての検討を踏まえ、令和6年3月31日をもって八尾市立埋蔵文化財調査センターを廃止するにつき、条例を廃止する必要があるので、本案を提出する次第である。



八尾市条例第 号

八尾市立埋蔵文化財調査センター条例を廃止する条例

八尾市立埋蔵文化財調査センター条例（平成8年八尾市条例第26号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



議案第46号

八尾市国家戦略特別区域法第20条の2第1項の規定に基づく準則  
を定める条例制定の件

八尾市国家戦略特別区域法第20条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例を次のとおり制定するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年6月13日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

本市の工業集積の更なる推進を図るため、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第20条の2第1項の規定に基づき、特定工場の新設等に伴う緑地面積率等の範囲について適用すべき準則を定めるにつき、条例を制定する必要があるので、本案を提出する次第である。





八尾市条例第 号

八尾市国家戦略特別区域法第20条の2第1項の規定に基づく準則  
を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第20条の2第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「立地法」という。）第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、特区法及び立地法において使用する用語の例による。

(緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 特区法第20条の2第1項に規定する事業実施区域において既存準則に代えて適用すべき緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示した地区計画において、緑化率を定めている区域は除くものとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域	100分の15以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域	100分の10以上	100分の10以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第4条 緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）の算定において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑

地面積率を乗じて得た面積の100分の100の割合まで緑地の面積に算入することができるものとする。

(脱炭素社会の実現に向けた取組の推進)

第5条 特定工場の新設等をしようとする者は、市と連携して脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するものとする。

(適用除外)

第6条 特定工場の新設等をしようとする者については、八尾市緑化条例(昭和60年八尾市条例第12号)第14条の規定は適用しない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号

令和5年度八尾市一般会計第5号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度八尾市一般会計第5号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和5年6月13日提出

八尾市長 山 本 桂 右



議案第48号

令和5年度八尾市水道事業会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和5年度八尾市水道事業会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和5年6月13日提出

八尾市長 山 本 桂 右

令和 5 年 6 月市議会定例会提出議案  
令和 5 年 6 月発行（R 5 - 55）  
八尾市総務部政策法務課